

令和6年  
3月1日  
から

市区町村の窓口での

# 戸籍の証明書 の請求が便利 になります



ここが便利に!  
1

## どこでも

本籍地が遠くにある方でも、  
最寄りの市区町村の窓口で  
請求できます!

ここが便利に!  
2

## まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国  
各地にあっても、1か所の市  
区町村の窓口でまとめて請  
求できます!

結婚・相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。  
戸籍の新サービスを相続手続にも御利用ください。

制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正

検索 🔍

法務省HP

